

役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人聖学院の役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定める。

2 寄附行為の定めるところにより、顧問を置く場合におけるその報酬及び費用についても、前項と同様とする。

(用語の意味)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事を言い、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常務理事とは、理事長の推薦により理事会によって選任された者で、定期的に週3日以上勤務する理事をいう。
- (3) 役職上の理事とは、聖学院長、聖学院大学長、聖学院高等学校長、女子聖学院高等学校長及び聖学院小学校長のことをいう。
- (4) 非常勤役員とは、理事長、常務理事及び役職上の理事以外の理事及び監事をいう。
- (5) 担当理事とは、理事長の委嘱を受け必要な業務を掌理する者をいう。

(報酬の定義)

第3条 この規程において報酬とは、役員に対してその勤務形態に応じ、職務遂行の対価としての給与であつて、旅費規程等に基づき実費として支給される旅費は含まない。

2 前項の規定にかかわらず、学校法人聖学院の本務教職員の身分を有する者には報酬は支給しない。

3 評議員に対しては、報酬は支給しない。

(年俸制)

第4条 役員等の報酬は原則として年俸制とし、経営財務委員会の発議により理事会において決定する。

(報酬年額)

第5条 役員等の報酬年額は以下のとおりとする。但し、複数の役職を兼務する場合であっても、重複して報酬を受けることはできない。

理事長	15,000,000円を超えない額
常務理事	13,000,000円を超えない額
担当理事	3,000,000円を超えない額
非常勤役員	600,000円を超えない額

2 第3条第2項の規定にかかわらず、役職上の理事が理事長を兼務する場合の報酬は年額3,600,000円とする。

3 年度の中途において新たに役員に任命されたとき、又は退任若しくは死亡したときの報酬は、当該月を含む月割りをもって計算した額を支給する。

4 第1条第2項の顧問の報酬年額は、600,000円を超えない額とする。

5 前2条(第3条第3項を除く。)及び第3項の規定は、前項の顧問の報酬について準用する。

(評議員)

第6条 学校法人聖学院の教職員の身分を有しない評議員(役員を除く。)に対しては、評議員会出席1回につき3,000円を交通費として支給する。

(役員等の退任)

第7条 役員が退任、辞任又は死亡したときは、退職金を支給できる。

2 評議員が退任、辞任又は死亡したときは、記念品を贈呈する。

(協議事項)

第8条 この規程に定めのない事項については、評議員会の意見を聴いた後、理事会において協議し、決定する。

(規程の見直し)

第9条 この規程は、3年毎に見直すこととする。

(改廃手続)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた後、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この内規は、2012年4月1日から施行する。
- 2 「役員報酬内規」(1987年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この規程の一部改正(規程形式の変更、非常勤役員の報酬関係、顧問関係ほか)は、2023年5月29日から施行する。